

令和 8 年 3 月 9 日

◆おだ幸子委員

おはようございます。公明党のおだ幸子でございます。よろしくお願いいたします。

今年度最後の委員会質問となるかと思いますが、今年度 1 年間、教育長をはじめ、御担当の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございます。

また、最後ということで県民の方から寄せられた声をしっかり届けたいと思って、若干質問が多くなっておりますので、簡潔かつ前向きな御答弁を頂ければと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、まず初めに、幼児教育センターの設置についてお伺いいたします。

今定例会における我が会派の代表質問で、幼児教育の質の向上と円滑な接続に向けて、県教育委員会としてどのように取り組んでいくのか質問したところ、教育長からは、幼児教育センターを設置し、幼児教育アドバイザーの配置や、カリキュラムの開発に関する指導資料の作成などを進めていくとの答弁を頂きました。その答弁を踏まえた上で何点かお伺いいたします。

幼児期から小学校への接続をめぐっては、幼児教育施設と小学校との連携の在り方や、子供の発達段階に応じた教育内容の共有など、様々な課題が指摘されています。県教育委員会として、幼児期及びかけ橋期における教育の現状と課題について、どのように認識しているかお伺いします。

◎子ども教育支援課長

県内の小学 1 年生の現状として、入学した際の環境の変化などによる様々な課題である小 1 プロブレムの一例としての暴力行為の発生件数は、令和 4 年度には 771 人だったものが、令和 6 年度には 1,290 人となり、その増加率は小学校全学年の中でも最大の 67.3%です。このような状況も踏まえ、幼児教育で培われた遊びを通した学びを小学校教育での教科学習による学びへと、これまでに以上に円滑に接続していく必要があると考えます。

◆おだ幸子委員

ちょっと衝撃的な数字だなどと思っているんですけども、かけ橋期の教育の充実に向けては、全国の自治体において様々な取組が進められていますが、ほかの都道府県の先進的な取組についてどのように把握しているのか、また、それらを本県の施策にどのように生かしていこうとしているのか教えてください。

◎子ども教育支援課長

他の都道府県の先進的な取組についての把握の状況ですが、文部科学省のホームページ、また、幼児教育センターを設置している他の県からの情報収集などにより把握しています。

他の県では、例えば小学校の初任者研修のプログラムに幼児教育施設での体験を位置づけ、その体験を生かして、教員が自身の小学校での教育活動の充実につなげる取組があります。また、教育委員会と保育を主管している担当課が、連

携を図るための研修会を立ち上げ、自治体におけるかけ橋期のカリキュラムを作成する取組があります。

本県における幼児教育センターでは、このような取組も参考にして、幼児教育アドバイザーによる訪問指導や、カリキュラム開発に関する資料の作成など、県全体を幼児期及びかけ橋期の教育の充実に取り組んでいます。

◆おだ幸子委員

分かりました。

それでは、次に、このかけ橋期の教育について、県教育委員会としてどのような視点を重視して取り組んでいくのかお伺いします。

5歳児から小学1年生に至るかけ橋期は、子供の発達にとって極めて重要な時期でございますので、この期間を一体的に捉えた教育が求められています。県教育委員会として、このかけ橋期の教育についてどのような視点を重視していくのかお伺いいたします。

◎子ども教育支援課長

幼児教育施設における教育活動を充実させることで、その後の学びと育ちの基盤をつくる必要があります。しかし、幼児期の教育を小学校生活への適応に向けた準備期間と捉え、長時間椅子に座らせる練習や、簡単な漢字も含めた文字の読み書きをできるようにさせることが必要と考えるなど、誤った認識があることもまた事実です。

これまでも小学校で取り組んできたスタートカリキュラムは、このような認識への対応として小学校への入学から数か月間に注目して、幼児期の学びを引き継ぐことを意図したものです。

今後は、かけ橋期という2年間に注目し、特に小学校1年生時、一層子供たちの実態に応じた無理のない学習の進め方を取り入れていくとともに、小学校以降の学びの素地を養う幼児期の教育の充実にしても一層大切にしていこうと考えています。

◆おだ幸子委員

その取組を支える仕組みとして、今回設置される幼児教育センターの役割は非常に重要になると考えますが、幼児教育センターの機能についてお伺いしたいと思います。

教育長の答弁では、教育局内に幼児教育アドバイザー兼かけ橋コーディネーターを配置するとのことでした。どのような専門性や経験を持つ人材を想定しているのか、また、市町村や幼児教育施設、小学校に対してどのような支援を行っていくのかお聞かせください。

◎子ども教育支援課長

県教育委員会では、幼稚園の園長経験者、小学校の校長経験者計3名を幼児教育アドバイザー兼かけ橋コーディネーターとして任用します。幼児教育や小学校教育、かけ橋期の教育に確かな識見を有するアドバイザーが、幼稚園や保育園、また、小学校や市町村教育委員会などを訪問し、カリキュラムの作成や具体

的な指導方法などについて助言などを行うことで、幼児期やかけ橋期の教育の質の向上を図っていきます。

◆おだ幸子委員

教育経験者が担当されるということでございますね。

また、同じく教育長の答弁では、かけ橋期におけるカリキュラムの開発等に関する資料を作成するとのことでしたが、その完成時期はいつ頃を見込んでいるのか、さらに、その資料をどのように現場で活用していくのかについても伺います。

◎子ども教育支援課長

令和8年度当初から作成を始め、幼稚園、保育園、こども園における取組事例の収集も行い、その内容も資料に盛り込んでいく予定です。新しい資料は、令和8年度末に示される予定の幼稚園教育要領、小学校学習指導要領に合わせた完成を目指しています。

活用については、県内の公立小学校、幼稚園、保育園やこども園が、指導や環境を整える際の参考となるよう、各市町村、幼児教育施設、小学校と共有し、研修や日常的な教育活動の際に生かすよう促します。また、県立総合教育センターで行われる教員研修等でも活用します。

◆おだ幸子委員

幼児教育、幼稚園だけでなく保育園とか認定こども園など様々な施設で行われておりますので、こうした状況を考えますと、福祉部局との連携が不可欠だと考えるんですが、幼児教育の充実を図るために、教育委員会だけでなく、保育行政を所管する福祉部局との連携が重要と考えますが、幼児教育センターの取組について、教育委員会と福祉部局がどのように連携しながら進めていくのか伺います。

◎子ども教育支援課長

これまでも県教育委員会では、福祉子どもみらい局と連携してそれぞれの幼児教育や保育の担当者と会議を行い、幼児教育施設の現状や今後の取組について、情報共有や協議を重ねてきました。今後も幼児教育センターにおける取組を中心に、幼児教育推進連携協議会での協議などを通して連携を深め、共に神奈川県の幼児期及びかけ橋期の教育の質の向上に向けて取り組んでいきます。

◆おだ幸子委員

実効性のある連携をよろしく願いいたします。

また、成果を継続的に検証していくことも大事だと思うんですが、最後に、幼児教育センターの設置は、本県における幼児教育の質の向上を図る上でも重要な取組ですが、この取組を実効性のあるものとしていくためには、幼児教育施設と小学校の連携の状況や、子供の学校生活への適応状況などについて継続的に検証していくことが重要であると考えます。県教育委員会として、どのような観点で効果検証を行っていくのか伺います。

◎子ども教育支援課長

現時点においては、幼児教育と小学校教育の接続に関して、自治体内の関係部局との情報共有などの連携がなされている市町村の数、また、市町村教育委員会でのかけ橋期のカリキュラム作成会議などを実施している市町村の数について、効果検証の観点とすることを想定しています。

そのほか、既存の各種調査や各市町村を訪問した際の聞き取りなどを通してしっかりと実態を把握してまいります。

◆おだ幸子委員

では、ぜひ効果的な連携と、効果の検証をよろしくお願いいたします。

要望については、最終日に申し上げさせていただきます。

続きまして、公立小中学校における適切なICTの活用についてお伺いします。

現代社会における子供たちにとって、ICTを有効に活用して学習を進めることは欠かせないものとなっています。GIGAスクール構想により、学校現場では1人1台端末の環境が整備され、ICTを活用した学びが進められているものと認識しています。

一方で、端末の不適切な利用によるトラブルや、長時間利用による健康への影響を心配する声もあります。こうした中、県教育委員会では、各小中学校においてICTを活用した教育活動を進める際の留意事項や具体的な活用方法などを取りまとめたICTを活用した学びづくりのための手引を作成していると承知しています。そこで、何点か伺います。

まず、県教育委員会として、ICT活用についてどのような基本的な考え方の下で教育を進めているのかお伺いします。

◎子ども教育支援課長

ICT端末の活用により、子供たちが自分のペースで学習を進めることができたり、教員が配慮の必要が子供たちに対して適切な支援を行うことができるなど、子供たちが学びを進めていく上で効果的です。しかし、ICTの活用そのものが各教科などの指導の目的ではありません。

ICTは、あくまで教材、教具と同様、学習のツールの一つであり、活用によって授業改善につなげ、子供たちの資質・能力を育成することが重要です。

◆おだ幸子委員

目的ではなくツールであるという前提に立った上で活用されているということが分かりました。

ICTの活用は進んでいる一方で、インターネット上での情報発信の在り方や利用の仕方について課題が指摘されています。例えば暴力動画をインターネット上に投稿するなど、不適切な情報発信に関する事案も報道されています。こうした事案に対して、県教育委員会ではどのような対策を講じているのか伺います。

◎子ども教育支援課長

県教育委員会では、1月中旬に国が緊急で実施した都道府県教育長会議での対応要請を受けて、SNSなどにおけるエスカレートした投稿や拡散が、誹謗中傷といった新たな人権侵害を生むおそれがあること、子供の安全・安心を第一とした取組を改めて行うことなどについて通知しました。

また、学校の内外を問わず、暴力行為やいじめが見過ごされることのないよう、全ての市町村の指導事務主管課長が集まる会議において、子供たちが安全・安心に過ごすことができる教育環境の必要性や、誹謗中傷などによる人権侵害のおそれなども含めた情報モラル教育の実施について、改めて周知・啓発を行いました。

◆おだ幸子委員

1月に緊急の会議で対応要請が図られたということで、国としても問題意識を持っているのかなということはよく分かりました。

先ほどの暴力動画の投稿のような、こういうトラブルを未然に防ぐためには、先ほどおっしゃった情報モラル教育が非常に重要であると考えますが、県教育委員会ではどのような取組を行っているのか、詳しく教えてください。

◎子ども教育支援課長

県教育委員会では、市町村教育委員会が集まる連絡会議で情報モラルをテーマとした協議を行い、取組を共有することで学校への指導や助言に生かせるようにしています。その中では、例えば学級活動の時間にICTの正しい使い方について議論したり、道徳の時間に、情報モラルに反する行為をした場合に相手がどういう気持ちになるのかなどを考えるとといった事例が共有されています。

◆おだ幸子委員

本当に頭がまだ柔軟で吸収力の高い小中学生だからこそ、大事なことをちゃんと伝えていくということはすごく重要なと思います。情報モラル教育を踏まえながら、ICTを活用した学びをさらに推進していくために、県教育委員会としては今後どのように取り組んでいくのかお伺いします。

◎子ども教育支援課長

県教育委員会では、全県の指導主事が集まる会議で各教科などのICTを活用した指導について、情報モラル教育も含め協議を行うことで、各学校における1人1台端末の活用に係る成果や課題を共有していきます。併せて、今回報道されたような児童・生徒の不適切な活用についても取り上げながら、子供たちが自分のこととして感じられる指導の重要性について伝え、各学校で適切に取り扱われるよう発信していきます。

◆おだ幸子委員

ぜひ取組をよろしくお願いします。

最後に、1人1台端末の運用について、ちょっとお伺いしたいんですけれども、フィルタリングの設定ですとか使用時間の制限、家庭への持ち帰りなど、そ

の運用方法というのは、市町村や学校によって異なる面もあると認識をしているんですけれども、例えば県内のある市では、端末の使用時間に関するガイドラインが設けられていないということで、児童・生徒の端末利用時間について、明確な基準が示されていないんです。なので結果として利用時間が長時間に及ぶ可能性もあるという状況がございます。やはり児童・生徒の健やかな成長の観点からは、端末の利用の在り方について、医療ですとか教育の専門家の知見も交えながら、行政として一定の考え方やガイドラインを示していくことも重要ではないかと考えます。こうした端末の適切な利用を進めていく上で、県教育委員会としてどのような役割を果たしていくのか、見解をお伺いいたします。

◎子ども教育支援課長

県教育委員会としては、国から発信される情報をしっかりと把握し、市町村教育委員会に対して随時発信していきます。また、各市町村教育委員会の指導主事を対象とした会議などにおいて、必要に応じて話題として取り上げて協議するなど、その理解を深める取組を進めていきます。

あわせて、これまでに作成・更新しているICTを活用した学びづくりのための手引なども活用しながら、県教育委員会としての考え方を市町村教育委員会と共有するなど、広域自治体としての役割をしっかりと果たしていきます。

◆おだ幸子委員

本件について、ちょっと要望を申し上げます。

ICTは、子供たちの学びを進める上で大変有効である一方、使い方を誤ればトラブルにつながる可能性もあります。また、長時間の端末利用による健康への影響や、インターネットや端末の使用に対する依存の問題についても、子供たちの健やかな成長の観点から懸念されています。

さらにインターネット上の情報環境では、自分の考えに近い情報ばかりが表示されるエコーチェンバーやフィルターバブルと呼ばれる現象など、情報の偏りが生じやすいという特性も指摘されています。こうしたネット特有の情報環境のリスクについて理解を深めるとともに、多様な情報の中から適切に判断し、主体的に情報を活用していく力を育むことも重要であると考えます。

今後も県教育委員会は、国から発信される情報をしっかりと把握するとともに、市町村教育委員会や各公立小中学校に対して確実に周知を図り、健康への影響や依存の問題にも十分配慮しながら、児童・生徒が安全かつ適切にICTを活用できる環境づくりを進めていただくことを要望いたします。

続きまして、公立小中学校における子供が安心して過ごすことのできる環境づくりについてお伺いします。

12月の本委員会において、私から、感覚過敏のある子供、いわゆるHSC(Highly Sensitive Child)や、聞き取り困難症といわれるLID、聴覚情報処理障害といわれるAPDなど、配慮が必要な児童・生徒への支援について質問をしました。

学校では、現状として学習面や生活面で著しい困難を示す子供や、不登校傾向、不登校の子供など、多様な個性や特性を有する子供が一定数在籍しています。こうした子供たちの中には、学校に登校して教室で長時間過ごすことが難し

い場合もあり、私はそのような子供たちが学校で安心して過ごすことのできる環境づくりに取り組むことが、インクルーシブ教育や不登校対策を進めていく上でも重要であると考えます。このことについて何点かお伺いします。

まず初めに、様々な個性や特性を有する子供が環境になじめず、教室にいることがつらいと感じたり、不登校の子供が登校しても教室に入ることができない場合、学校ではどのように対応しているのかお伺いします。

◎子ども教育支援課長

子供が様々な理由で自分の教室に入ることが難しいとき、学校では、校内教育支援センターを活用することがあります。校内教育支援センターは校内フリースクールなどとも呼ばれ、登校できても教室に入れないときや、気持ちが落ち着かないときなどに利用できる学校内の居場所です。ここでは、子供一人一人のペースに合わせた相談や、学習のサポートなどを行っています。

◆おだ幸子委員

学校において校内教育センターは、教室で過ごすことが難しい子供にとって大切な支援の場であるということは分かりました。

そこで、設置している公立小中学校において、子供が安心して過ごすことができる環境づくりとしてどのような工夫が行われているのかお伺いします。また、そのような工夫について広く発信し、取組を推進していくため、これまで県教育委員会ではどのように取り組んできたのかお伺いします。

◎子ども教育支援課長

公立小中学校においては、学校内の空き教室や会議室などを活用しており、例えば個別の学習ブースやくつろぐためのスペースを用意したり、明るい色のカーテンをかけたりするなど、子供たちの安全・安心につながるような環境の工夫をしています。

県教育委員会では、これまで校内教育支援センターにおける環境づくりの工夫について、全ての市町村教育委員会の指導事務主管課長や公立小中学校の児童・生徒指導担当教員が集まる会議などで共有しています。

◆おだ幸子委員

様々な特性のお子様がいらっしゃいますので、おっしゃいましたけれども子供の安全・安心につながるような取組を、ぜひよろしくお願いします。

また、このような環境整備の工夫につきましては、校内教育センターだけでなく、通常の教室においても取組を進めることが重要であると考えます。インクルーシブ教育とも深く関わるものと思いますので、これまで県教育委員会では、インクルーシブ教育をどのように進めてきたのか、確認のためにお伺いします。

◎インクルーシブ教育推進課長

インクルーシブ教育校内支援体制整備事業として、30市町村の小学校各1校を指定し、教育相談コーディネーターである教員の授業の一部を代わりに受け持つ非常勤講師を配置しています。

教育相談コーディネーターがコーディネート業務に係る時間を確保し、コーディネーターを中心として全ての児童を全教職員で支援する体制づくりに取り組んでいます。

この指定校のインクルーシブな学校づくりの視点をまとめた冊子を作成し、各学校で活用していただくなど、各市町村教育委員会が主体的にインクルーシブ教育を推進するための後押しを行っております。

◆おだ幸子委員

今のインクルーシブ教育を推進するために、通常の教室における環境整備も重要と考えるんですが、校内支援体制整備事業の指定校では、具体的にどのような取組が行われているのでしょうか。

◎インクルーシブ教育推進課長

一人一人の子供の状況や学びの内容に合わせて、子供たちが学びやすい形に机や座席配置を柔軟に変えて学習に取り組んだり、子供が安心して過ごせる場所として、教室や廊下の一角にフロアマットを敷いて、誰でも使えるスペースを設置したりするなどの工夫をしている事例があります。

◆おだ幸子委員

いろいろ取り組んでいらっしゃることは分かりました。子供から何かをやってくれてなかなか難しいと思うんです。なので、どんどん大人側が工夫をしていく必要があるかと思うんですけれども、公立小中学校において、子供が安心して過ごすことのできる環境づくりを推進していくために、今後、県教育委員会としてどのように取り組んでいくのかお伺いします。

◎子ども教育支援課長

全ての子供が安心して学ぶことができる学習環境の整備や、一人一人の子供に応じた多様な支援が、全ての小中学校で行われることが重要だと考えています。県教育委員会では、今後も市町村教育委員会とともに校内教育支援センターにおける効果的な環境整備の事例収集や共有、また、インクルーシブ教育推進協議会での教室環境づくりに関する協議などを通して、子供たちが安心して過ごすことのできる環境づくりを進めていきます。

◆おだ幸子委員

では、要望を申し上げます。

海外では、かなり前からスヌーズレンという概念の下、様々な困難を抱えた子供にリラクゼーションや感覚主義と称しまして、心地よい環境の中で教育を行うための部屋を設置している学校もあります。日本の学校においても同様の取組が進められている事例があると聞いています。こうした取組が、特定の子供だけでなく、全ての子供にとって安心して過ごすことのできる学習環境づくりにつながるものであり、いわゆる教育環境のユニバーサルデザインの観点からも重要であると考えます。

今後、子供が安心して過ごすことのできる環境整備の取組について、県内外・

国内外の事例収集や、市町村教育委員会及び学校との情報共有を進めながら、子供たちへの支援の充実を図っていただくことを要望いたします。

続きまして、神奈川県学校給食会についてお伺いをしたいと思います。

学校給食用の物資については、安全な食材を安定的に調達することが重要です。その一方で、物価高騰や激変する世界情勢の影響も踏まえ、食材価格の情報を適切に反映するとともに、食材を納入する事業者との適正な取引関係を確保していくことも重要であり、ひいては給食の安定的な提供につながるものと考えます。そこで、市町村教育委員会が必要とする学校給食用物資の多くを供給している公益財団法人神奈川県学校給食会について、その役割や物資調達の状況などについて確認するとともに、県教育委員会の役割についてお伺いします。

まず、神奈川県学校給食会とは、どのような事業を行っている団体なのかお伺いします。

◎保健体育課長

県学校給食会は、県内で実施される学校給食に対して、学校給食用物資の安定供給及び安全の確保並びに学校給食における食育の推進を支援することにより、児童・生徒及び県民の心身の健全な発達に寄与することを目的として設立された公益財団法人でございます。現在、横浜市を除く県内 32 市町村の学校などに対し、給食に必要な食材を調達しております。

◆おだ幸子委員

それでは、県学校給食会は、県教育委員会とどのような関係にあって、どのような役割を果たしているのかお伺いします。

◎保健体育課長

県学校給食会は、県教育委員会から補助金等の財政的援助を受けている団体ではなく、県教育委員会は指示や監督する立場にはございません。

県学校給食会が設置する物資委員会は、教育委員会職員、栄養教諭、学校栄養職員等で構成され、学校が安心して使用することができる物資を選定するなど、県教育委員会とも協力しながら、学校給食の安定的な運営を推進する役割を果たしております。

また、県立特別支援学校においては、県学校給食会から給食用物資を調達しております。

◆おだ幸子委員

物資委員会には県教育委員会からも就任されているんですって。

◎保健体育課長

はい、職員が。

◆おだ幸子委員

続きまして、県学校給食会では、どのような食材を取り扱っているのかお伺いします。

◎保健体育課長

主に、主食となるパン、麺、米をはじめ、牛乳、食肉・魚介類、野菜缶詰、乾物類、果実類などを供給しております。

◆おだ幸子委員

それでは、取り扱う物資の調達価格はどのように決まるのか、また、その価格の見直しはどのような頻度で行われているのかお伺いします。

◎保健体育課長

県学校給食会は、パンや麺などの主食については、取扱業者の組合との話合いにより価格を決めております。また、主食以外の食材については、各事業者との見積り合わせ等により価格を決定し、契約していると認識しています。

また、パンや麺などの価格は、毎年度見直されてございます。米につきましては年に2回、年度開始時と新米に切り替わる時期に見直されております。主食以外の食材につきましても毎年度見直されていますが、状況によっては年度途中で価格が変更になる場合もございます。

◆おだ幸子委員

年度途中で変更になる場合もあるということが分かりました。今、資材価格が高騰している中で、安定的に給食を提供するためにも食材の価格情報を把握することが重要であると考えますが、事業者から意見を聞く機会はあるのかお伺いします。

◎保健体育課長

全ての事業者が一堂に会して県学校給食会が意見を聴取する場は設定しておりませんが、業務上のやり取りから、食材を調達する機会を通じて事業者の意見を聞きながら価格を決定しているものと承知しております。

◆おだ幸子委員

文部科学省が実施した令和5年5月1日現在の学校給食費調査によりますと、小学校の平均月額、神奈川県が4,531円で、全国平均の4,688円を下回っています。この背景についてどのように認識をされているのか、また、県学校給食会は公益財団法人であり、先ほどおっしゃったように、県教育委員会が直接指示や監督を行う立場にはないと承知していますが、県内の学校給食用物資の多くを供給している団体でもあります。食材価格や物資調達の状況、また、事業者との取引の実態について、県教育委員会としてどのように把握しているのか見解を伺います。

◎保健体育課長

文部科学省の調査では、都道府県ごとの平均額に高低がありますが、給食内容や年間実施回数が異なるため、単純に比較することができないとされております。このため、この調査をもって県学校給食会の調達価格が全国と比べて低いと

判断することはできないと考えています。

食材価格や物資の状況については、年度当初に県学校給食会から示されるために、把握をしております。県学校給食会と事業者ごとの価格交渉の内容や価格の決定過程については、法令の制限内において契約内容を決定しているものと考えておりますので、県教育委員会としては、その詳細を把握しておりません。

◆おだ幸子委員

県学校給食会と取引がある事業者さんから御相談頂いているんですけども、主食を扱っている事業者さんなんですが、契約価格が安過ぎて厳しい、条件が厳しい、このままでは会社を潰さなければならないという声を聞いています。平均価格、データで参考にできないというお話なんですけれども、単価が低いという現実があるようでございまして、そのような御意見がある場合、県教育委員会としてどのように対応するのか伺います。

◎保健体育課長

パンや麺などの主食については、それぞれの食材取扱事業者の組合と価格交渉を行い、合意を得て決定されていると聞いております。納入価格が著しく低く、事業者にとって取引の継続が難しくなる状況がある場合は、個別の事情を聞き取って、県学校給食会と相談しながら、工夫や改善ができることがあれば助言するなど、状況の改善を図ってまいります。

◆おだ幸子委員

では、個別の事情については県教育委員会で聞いてくださる、間に立ってくださるという話でよろしいんですね。ありがとうございます。

では、最後に要望を申し上げます。

本県の学校給食は、子供たちの健やかな成長を支えるとともに、食育を推進する上でも極めて重要な役割を担っております。そしてその安定的な提供は、地域の多くの納入事業者の長年の努力によって支えられているということを改めて認識する必要があると考えます。

昨今の原材料費やエネルギー費、人件費などの上昇が続く中で、先ほど申し上げましたがある事業者様からは、神奈川県の水準では事業の継続が困難であり、会社の存続にも関わるという切実な声が寄せられています。ぜひ県学校給食会は、食材供給において重要な役割を担っておりますが、県教育委員会におかれましても、学校給食を所管する立場として給食会任せにするのではなく、現場の納入事業者の実情について、丁寧な実態把握に努めていただきたいと思います。

その上で、給食会とも十分に連携を図りながら、持続可能な学校給食の運営という観点から、取引の公平性や適正な価格形成についても意識した対応が図られるよう、必要な働きかけを行っていただくことを強く要望します。

子供たちの学校給食を将来にわたって守っていくためにも、地域の事業者が安心して供給が続けられる環境づくりに県教育委員会として主体的に取り組まれることを期待し、要望いたします。

では、続きまして、県立特別支援学校高等部知的障害教育部門の生徒の通学支援について伺いたいと思います。

特別支援教育の推進についても報告がございましたが、県立特別支援学校には、様々な障害のある子供たちが在籍しています。肢体不自由な子供たちはもちろんのこと、知的障害のある子供たちの通学を支えていくことも重要であると考えます。特に特別支援学校は、通学距離が長くなる場合もあり、保護者の送迎などの負担が大きくなるケースもあることから、生徒の一人一人の状況に応じた通学支援が求められているものと認識しています。

また、通学の場面においては、安全の確保や事故防止の観点からも適切な支援体制を整えていくことが重要であると考えます。そこで、県立特別支援学校高等部知的障害教育部門の生徒の通学支援について伺います。

まず、高等部知的障害教育部門に在籍する生徒の通学支援に関する基本的な考え方について伺います。

◎特別支援教育課長

県立特別支援学校では、障害のある子供の自立と社会参加に向けた取組を行っています。このため、高等部知的障害教育部門の生徒の通学については、公共交通機関による自立通学を基本としていますが、障害の状態等を踏まえ、学びの保障の観点から、必要に応じて通学支援員を配置するなどの通学支援を行っています。また、公共交通機関を安全に利用することが難しい場合は、スクールバスや他の移動手段を活用するなど、必要な支援を行っています。

◆おだ幸子委員

通学支援員を配置してくださるということで、通学時の安全確保や事故防止の観点も大切だと考えるんですが、通学支援員とは具体的にどのような支援を行っているのか教えてください。

◎特別支援教育課長

通学支援員は、最寄駅から学校の路線バスに同乗し、複数の生徒を見守る支援を行っています。また、生徒の通学に係る危険回避や緊急時の対応を学校と連絡しながら行っています。

◆おだ幸子委員

それでは、自力通学が難しい生徒さんにはどのような通学支援を行っているのか伺います。

◎特別支援教育課長

生徒一人一人の教育的ニーズを踏まえ、本人や保護者、学校が検討した上で、スクールバスによる通学が行えるようにしています。

◆おだ幸子委員

こうした通学支援、結構手厚くやったださっていると思っているんですが、その内容について、県立特別支援学校への進学を考えている生徒さんや保護者の方にどのように伝えているのか伺います。

◎特別支援教育課長

次年度進学を控える中学校3年生には、5月から6月に各校で行う学校説明会で説明しています。また、中学校1、2年生には、別の時期に学校説明会を設けて説明を行っています。

◆おだ幸子委員

中学生に対してやっていращやるということですね。高等部へ進学を希望する生徒の通学方法はどのように把握をして、スクールバスや通学支援員の適切な配置につなげていращやるのか教えてください。

◎特別支援教育課長

各学校は、志願相談の機会を通じて予想される通学方法を保護者から聞き取り、次年度の通学の状況を把握しています。県教育委員会では、各学校の状況を把握し、次年度の高等部の生徒の通学支援のため、必要に応じてスクールバスの増車や通学支援の増員に向けた調整を行っています。

令和8年度当初予算においても、スクールバスの増車、通学支援員の増員を予算計上しているところです。

◆おだ幸子委員

今、その聞き取った希望の内容は、基本的に全部対応できているという理解でよろしいでしょうか。

◎特別支援教育課長

各学校の状況を把握し、必要な支援に対応できるように予算計上しています。

◆おだ幸子委員

先ほど、中学生に対して案内しているということだったんですけれども、実際にあった御相談なんです。特別支援学校に通う小学生の保護者の方から、将来の高等部への通学について不安を感じているという声を頂きました。障害のあるお子さんを育てる保護者にとって、将来の通学について一定の見通しを持てるということは、保護者自身の就労ですとか勤務形態にも影響を及ぼすなど、それぞれの家庭にとって重要なことだと考えます。将来の通学支援の内容について、今必ずしも約束できるものではないかもしれませんが、現在の通学支援の取組や対応状況について広く伝えていくことも大切ではないかと考えます。この点について、県教育委員会の見解を伺います。

◎特別支援教育課長

通学支援の取組を保護者の方に正確に理解していただくことは、安心して子供たちを学校に送り出していただくためにも大切と考えております。そこで、各県立特別支援学校では、通学支援の内容について、学校見学会や説明会などの場で、就学前から高等部まで幅広い保護者の方に直接、丁寧の説明を行っています。ほかにもどのような伝達方法が可能なのか、今後検討していきたいと考えています。

◆おだ幸子委員

説明会に参加できない方もいらっしゃると思いますし、県外から転入してくる方もいらっしゃると思いますので、インターネット上ですとか、いろんな方がアクセスできるような方法で情報発信をしていただければと思います。

最後に、今後、高等部知的障害教育部門の生徒の通学支援について、県教育委員会としてどのように取り組んでいくのか、見解を伺います。

◎特別支援教育課長

県教育委員会としては、各県立特別支援学校に高等部知的障害教育部門の通学支援に関する保護者への説明や相談を丁寧に行うよう改めて周知します。また、各県立特別支援学校の通学状況を把握し、必要な通学支援の体制整備を進めていきます。

◆おだ幸子委員

ぜひよろしくをお願いします。情報を発信していくことというのは、本当に今重要になってきていますので、いろんな方がアクセスできるような仕組みを考えていただければと思います。

要望を申し上げます。

県立特別支援学校高等部知的障害教育部門の生徒の通学支援について、一人一人の状況に応じた支援策が講じられていることは理解をいたしました。通学支援は、生徒の安全確保はもとより、保護者が将来の生活設計を考えていく上でも重要なものです。今後も子供や保護者のニーズに寄り添いながら、現在の取組や対応状況について丁寧に情報提供を行うとともに、県教育委員会と学校が連携して通学支援の充実に取り組んでいただくことを要望します。

続きまして、N-E. X. T. (ネクスト) ハイスクール構想を踏まえた県立高校改革の具体化について伺いたいと思います。

2026年2月に国は、高校教育改革に関する基本方針を公表しました。そこで、本県はこの改革をどのように受け止め、具体化していくのかお伺いしたいと思います。

まず初めに、神奈川県として、この新制度をどのような教育戦略として位置づけていくのか、また、県立高校改革実施計画との関係をどのように整備していくのか、さらに、国のグランドデザインを受け、県として独自の高校教育改革に関するグランドデザインを策定する考えがあるのか、併せて検討プロセスやスケジュールの考え方についてお伺いします。

◎県立高校改革担当課長

まず、国がいわゆる高校無償化と併せて高校教育改革に関する基本方針、グランドデザインを示し、公立高校への支援を掲げておりますことから、県教育委員会としては、国の補正予算やグランドデザインに示された国の交付金等を有効に活用しながら高校教育改革の取組をしっかりと進めていきたいと考えています。

次に、県立高校改革実施計画との関係ですが、県教育委員会、現行の県立高校

改革実施計画の中には、科学技術・理数教育の推進、専門教育の推進といった取組も含まれていることから、国の補正予算やグランドデザインの方向性は、県教育委員会の県立高校改革が目指す方向性と整合するものと考えております。

さらに、県の高校教育改革に関するグランドデザインという、そういう質問もございましたが、国からは、都道府県において、国のグランドデザインを踏まえて高校教育改革実行計画を令和８年度中に策定することを求められていることから、県教育委員会としては、関係者の意見を聞きながら、この実行計画の作成に向け取り組んでまいります。

◆おだ幸子委員

では、県は、どのような基準で拠点校を選定されるのか、また、その成果を全県へ展開する仕組みをどのように設計していかれるのか、さらに、選ばれた特定の高校に偏ったものとならないような制度設計をどのように担保していくのかお伺いします。

◎高校教育課長

まず、拠点校の選定についてですが、拠点校については現在検討中ですが、各類型の趣旨を踏まえて関係部局や大学、産業界の意見も聞きながら、地域や学校の実情、どのような取組ができるのかなどを検討した上で適切な学校を選定したいと考えています。

全県への展開についてですけれども、これまで県教育委員会が実施してきた教育課程説明会や公開研究授業の仕組みを活用して他の学校に広めていくことを考えています。

また、特定の高校に偏重とならないようにということにつきましては、拠点校を選定する際には、特定の学校にしかできないような取組ではなく、他の高校に波及できるような取組となるよう留意して検討してまいります。

◆おだ幸子委員

分かりました。では、３類型の中で理数人材育成というのがございますが、文理融合の学びとは具体的にどのような内容なのか、また、文理融合の学びを進めるためにカリキュラムをどのように改善していくお考えなのか、併せてDX、AIなど、内容によっては企業・大学連携が必要となりますが、連携の見通しについてお伺いします。

◎高校教育課長

まず、文理融合の学びとカリキュラムの改善についてですが、文理融合の学びとは、例えば仮想の遊園地における来訪者数や、年代ごとの消費額の統計データなどを基に、今後売上げを増やすアイデアを考える授業など、文系と理系を横断して両方の視点を組み合わせて、幅広くいろいろなことを探究的に学ぶことであると考えています。総合的な探究の時間を中心とした探究的な学びにおいて様々なテーマの課題解決を行う際に、AIやデータサイエンスを活用するなど、カリキュラムの改善に取り組んでいきたいと考えています。

また、連携先についてですが、具体的な連携先については検討中ですが、県教

育委員会がこれまで連携してきた県立高校生学習活動コンソーシアムに参加する企業や大学の活用や、拠点校がこれまで連携してきた実績も踏まえて、拠点校にとって有効な連携となるよう考えてまいります。

◆おだ幸子委員

続いて、多様な学習ニーズに関連しまして、ちょっとお伺いをさせていただきたいんですが、文部科学省の学校基本調査によりますと、2025年度の通信制高校の生徒数は30万5,000人を超えたと、過去最高を記録しまして、10年前に比べて約12万人増えていると、実に高校生全体の約10人に1人が通信制高校という現状であります。そのうち約8割は私立の通信制高校であり、生徒数増加に寄与しているという状況でございます。その状況を踏まえまると、公立高校においてもその教育手法や仕組みのエッセンスを取り入れる必要があると考えますが、県として調査研究等を行っているのかお伺いします。

さらに関連して、全日制高校の受皿として、通信制高校への転校をより柔軟に受け入れる仕組みを整備すべきと考えますが、見解を伺います。

◎高校教育課長

県立の通信制高校に関する調査や研究としては、通信制高校への入学理由の調査のほか、横浜修悠館高校では、国の調査研究事業として、令和3年度から多様性に応じた新時代の学び充実支援事業に取り組んでいます。私立の広域通信制高校とは同じように考えることは難しいですが、公立の通信制高校として、多様な学習ニーズに対応した学びが提供できるように取り組んでおります。

通信制高校への転校についてですが、まず、全日制や定時制の高校に通う不登校や病気療養中の生徒については、令和6年度から、転校せずに在籍校で通信教育の学びを行い、単位認定を行うことができるようになっており、自校での進級や卒業を目指すことができるように取り組んでいます。その上で、県立通信制高校については、年に3回の転入学・編入学試験の機会があり、十分な受入人数を用意しており、全日制高校からの転入学の受入実績もございます。通信制の学びの特徴を理解した上で、通信制高校への進路変更を希望する生徒については、こうした機会を活用していただけるよう案内をしております。

◆おだ幸子委員

以前、委員会で質問させていただいて、県立の通信制高校、すばらしいなと私は思ったんですね。サポートも手厚いですし、費用も安いですし、高校無償化といってもやっぱり私立ですとオーバーしてしまうので、その分保護者の負担になることは間違いないので、ぜひ県立の通信制高校のよさをもっとアピールしていただければと思います。

続きまして、高校教育改革では、探究学習や企業連携、個別最適な学びへの対応など、従来の教員中心の教育体制だけでは担いきれない教育活動の拡大が想定されています。そのため、学校を教員のみで完結させるのではなく、多様な専門人材が関わる体制への転換が求められていると考えます。そこで伺います。

外部人材の活用や地域産業界との連携が前提となる中で、外部人材の活用に

ついて、雇用契約も含めてどのように整備していくのかお伺いします。

◎高校教育課長

今回の国の補正予算を活用した事業で外部人材を雇用する方法として、例えば放課後の学習支援を事業者に委託するという方法と、放課後の学習支援を行う人材をハローワークに求人票を出して直接雇用するという方法があります。どちらの方法で行う場合も、授業を実施する拠点校で雇用の手続を行うことが想定されます。拠点校では新たな業務が生じることから、国の補正予算を活用して、非常勤事務職員や外部機関との調整を行うコーディネーターを任用することなどにより、教職員の負担軽減を図ることを考えています。

◆おだ幸子委員

この質問の最後に、今回の制度は学校配置の調整ではなく、高校の機能そのものを再定義する改革ではないかなと考えます。神奈川県として国の制度の受皿にとどまらず、主体的に高校教育改革に関する考え方を示すべきと考えますが、見解を伺います。

◎県立高校改革担当課長

まず、先ほど御答弁させていただいたように、国からは都道府県において、今回のグランドデザインを踏まえた高校教育改革実行計画を令和8年度中に策定することを求められておりますので、県教育委員会としては関係者の意見を聞きながら、この実行計画の策定に向け、取り組んでまいります。

また、県教育委員会、現行の県立高校改革実施計画がございます。そこには質の高い教育の充実、学校経営力の向上、再編・統合の取組、こういった三つの改革の柱として掲げ、様々な取組を実施しておりますが、現行のⅢ期計画の期間が令和9年度までございます。また、Ⅲ期期外の再編・統合も令和13年4月までありますことから、計画に位置づけた様々な取組を引き続き着実に進めてまいります。

◆おだ幸子委員

要望は後日話させていただきたいと思います。

続きまして、県立高校への新聞配備についてお伺いしたいと思います。

文部科学省が策定した第6次学校図書館図書整備等5か年計画では、公立高等学校の学校図書館において、新聞を複数紙配備することなどについて示されています。令和6年第2回定例会において、我が会派の小野寺議員が質問したところでございますが、それを踏まえて何点かお伺いしたいと思います。

まず、県立高校の図書整備費について、今年度の新聞配備に係る予算額及び1校当たりの配当額を教えてください。

◎高校教育課長

予算総額は1億295万2,000円で、その中で新聞5紙配備のために4,080万円を計上しています。1校当たり一律30万円を、新聞5紙を購入する費用として配当しています。

◆おだ幸子委員

それでは、令和 8 年度当初予算においてはどうなっているでしょうか。

◎高校教育課長

1 校当たりの新聞配備に係る予算額は、同額一律 30 万円を計上しております。

◆おだ幸子委員

県教育委員会として、新聞を複数紙配備することの必要性については、どのようにお考えでしょうか。

◎高校教育課長

第 6 次学校図書館図書整備等 5 か年計画によると、選挙権年齢や成年年齢が 18 歳に引き下げられたことに伴い、生徒が主体的に主権者として必要な資質・能力を身につけることが、より一層重要になっていることが背景として挙げられています。県教育委員会としても、生徒が幅広い論調のメディアに触れる機会を確保することは大切と考えています。

◆おだ幸子委員

あらゆる媒体から情報を取るというのは、今まさに必要なことだと思います。

それでは、今年度の県立高校における新聞の配備状況はどのようになっているでしょうか。

◎高校教育課長

令和 7 年 10 月に行った調査では、1 校当たり約 5 紙を公費で配備しています。内訳としては、5 紙以上が 97 校、4 紙が 24 校、3 紙が 7 校、2 紙が 7 校、ゼロ紙が 1 校となっています。なお、ゼロ紙の学校は、学校が保護者から徴収している私費で新聞を 4 紙購入し、学校図書館に配備しており、生徒が閲覧できる状況になっています。また、来年度は公費で購入することを確認しています。

◆おだ幸子委員

御確認ありがとうございました。ぜひ公費を活用していただければと思います。平均すると 5 紙なんですけれども、今回詳しく調べていただいて、学校によってばらつきがあるようなんですが、5 紙の配備や活用方法について、各学校にどのように周知していらっしゃるのでしょうか。

◎高校教育課長

5 紙配備については、事務長会議のタイミングで周知をしています。昨年 10 月に調査を行った際も、配備数が少ない学校に対しては追加配備を促すなど、機会を捉えて周知をしています。また、教育課程説明会では、公費で新聞 5 紙を購入し、学校図書館に配備することの周知と併せて、新聞の活用事例について周知をしています。

◆おだ幸子委員

それでは、各学校では学校図書館に配備した新聞をどのように活用しているのか教えてください。

◎高校教育課長

例えば国語の授業では、関心のある新聞記事を元に自分の意見をまとめて発表したり、ディベートを展開することや、小論文を作成する際に複数の新聞記事から情報収集するなどの例があります。また、総合的な探究の時間では、社会の動き、地球環境、最新技術など、探究するテーマに沿った様々な人の考え方を知ることに活用している例があります。

◆おだ幸子委員

活用状況がよく分かりました。せっかく予算措置をして配備した新聞でございますので、より多く教材として活用してもらうことが重要と考えますが、今後どのように活用を促進していかれるのか教えてください。

◎高校教育課長

引き続き、教育課程説明会などを通じて、生徒が様々な考え方に触れながら自分の考えをまとめたり発表したりできるように、新聞の活用事例等を周知してまいります。

◆おだ幸子委員

新聞を購入するために予算を確保していただいているということで評価をしたいと思います。また、その予算が十分に活用されるように、特に新聞の複数紙配備については、その意義や予算の内容も改めて学校に説明していただきたいと思います。

また、本当に多角的に情報を取りに行くということの重要性は、先ほどICTの部分でも言いましたけれども、授業などの活用についてもさらに活用していただくようによろしく願いいたします。

では、最後の質問になりますが、県立高校入試における合理的配慮についてお伺いしたいと思います。

2月に公立高校の入試が行われたところですが、県立高校入試における合理的配慮について、何点かお伺いします。

県立高校の入学者選抜で障害のある志願者が合理的配慮を受けるには、どのような手続をするのかお伺いします。

◎高校教育課長

中学校における学習活動での配慮を基本として、志願者、保護者と中学校が申請する配慮内容について確認し、受検方法等申請書を志願先の高校に提出します。実際に行う配慮の内容については、受検者の状況に応じて個別に対応しています。

◆おだ幸子委員

では、県立高校の入学選抜において、障害のある志願者に対する合理的配慮の現状を確認したいと思います。

◎高校教育課長

令和7年度までの過去3年間において、合理的配慮のため申請書を提出した志願者数は、令和7年度では438人、令和6年度では380人、令和5年度では434人です。具体例としては、志願者の個別の状況に応じて、学力検査問題用紙等の拡大、検査時間の延長、別室受験、PC等での解答入力などがございます。

◆おだ幸子委員

それでは、入学選抜における合理的配慮の例は公開されているのか、確認の意味でお伺いします。

◎高校教育課長

県のホームページに、特別な事情のある人への配慮として、入学選抜における配慮の例を掲載しております。

◆おだ幸子委員

では、県立高校入学後に合理的配慮を受けるにはどうしたらいいのか教えてください。

◎高校教育課長

入学が決まったら、まず、入学前に生徒、保護者と高校間で面談を行い、配慮が必要な内容を丁寧に聞き取り、対応を決めていきます。入学後には、支援が必要な生徒について、教育相談コーディネーターを中心に、関係する職員等でケース会議を開くなどして支援の手だてを検討しています。

◆おだ幸子委員

入学選抜ですとか、入学後の学校生活の中で、実際にどういう合理的配慮を受けることができるのか分からない生徒さんですとか保護者の方もいらっしゃるんじゃないかなと思います。昨年の常任委員会で合理的配慮の例について、県教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の中に文字で羅列されている状況で、これは合理的配慮を書いているだけで配慮されていないなと思って、ちょっと私質問させていただいたことがあるんですけども、どのような工夫ができるのか検討していきたいとの答弁を頂いています。そこで、その後の検討状況についてお伺いします。

◎教育局管理担当課長

対応要領に記載されています合理的配慮の具体例を分かりやすく体系化したものを年度内に公開できるよう準備を進めているところです。

また、今後も生徒や保護者にとって分かりやすい情報提供に努めていきたいと考えております。

◆おだ幸子委員

年度内に公開できるように準備を進めていただけるということでありありがとうございます。ぜひいろんな特性の方がいらっしゃいますので、ブラッシュアップしながら意見を聞きながら、当事者目線に立った記載をお願いしたいなと思います。

合理的配慮の具体例を分かりやすく示すことで、その必要性に気づいていない生徒や保護者も相談しやすくなると考えます。そうした取組によって、障害のある生徒がこれまで以上に安心して入学者選抜、そしてその後の高校生活に挑むことができ、さらに充実した学校生活を送ることにもつながると考えます。当事者目線に立った分かりやすい合理的配慮の具体例を示していただくことを楽しみに待ちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。